

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|----------------|-------------|--|--|--|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第 三 条 第 1 項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.6 9.6.1 | 第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 9.6 構造 9.6.1 照明器具の各電球回路に、個別にヒューズを付けなければならない。 | |
| 第 三 条 第 2 項 | 安全機能を有する設計等 | 電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.5 9.5.1 9.5.2 9.5.3 | 第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 9.5 表示 9.5.1 連続動作作用に設計していない照明器具には、照明器具又は照明器具附属の電源コードに付けたラベルに、定格最大動作時間、又は休止時間を必要とする場合には定格最大動作時間及び定格最小休止時間を表示しなければならない。 9.5.2 照明器具には、JIS C 7527 に従って照明器具で使用する各ヒューズのタイプ及び定格電流を表示しなければならない。製造業者は、照明器具に添付する取扱説明書に照明器具で使用するヒューズ及び電球に関する適切な説明、並びにハロゲン電球を使用する場合には、JIS C 7527 に基づく注意書を含めなければならない。 9.5.3 照明器具には、照明器具又は照明器具附属の電源コードに付けたラベルに、“電球の交換又はサービスを行う | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|------------------|---|--|---------------------------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第三条 第2項 続き | | | | 9.5.5 附属書 A A.3 | <p>前に電源から遮断しなければならない。”の警告を明確に表示しなければならない。</p> <p>9.5.5 低封入圧ハロゲン電球を使用するための照明器具には、次の警告を表示しなければならない。</p> <p>1) “必ず、特定の電球名称に適合した電球を使用しなければならない。”</p> <p>2) “この照明器具は、必ず電球カバーを付けて使用しなければならない。”</p> <p>附属書 A スクリーンの構造に関する規定</p> <p>A.3 照明器具表示規定</p> <p>照明器具には、“保護スクリーンが割れた場合、装置を再使用する前にそれを交換しなければならない。”の旨を表示しなければならない。</p> | |
| 第四条 | 供用期間中における安全機能の維持 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.6 | <p>9.6 構造</p> <p>通電部は、腐食に耐えるか、又は腐食に対して適切に保護してなければならない。また、電氣的・機械的接続方式は、通常使用時に生じる電気ストレスに耐えなければならない。（第 1 部 4.11 の規定による。）</p> <p>防滴形及び耐防水圧形等の照明器具の金属部分は、照明器具の安全性を損なうような腐食が生じないように、適切に保護してなければならない。（第 1 部 4.18 の規定による。）</p> | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|------|----|----|------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第四条 続き | | | | 9.8 | る。) LED 照明器具は、供用期間中に発煙、発火など火災に関連する故障が発生しないように設計しなければならない。 (第 1 部 4.27B の規定による。) | |
| | | | | 9.9 | 9.8 保護接地 (第 1 部 箇条 7 の規定による。) 保護接地端子の各部分は、保護接地端子に接触する保護接地導体又はその他の金属との間で生じる電食の危険性を最小にし、黄銅若しくはさびない金属、又はさびない表面処理をした材料でなければならない。 | |
| | | | | 9.10 | 9.9 端子 端子は、耐食性をもたなければならない。(第 1 部 箇条 14 の規定による。) 電流を流すための端子又は接続の部分は、耐食性が銅と同等以上で、機械的特性も同等以上であるその他の金属でなければならない。(第 1 部 箇条 15 の規定による。) | |
| | | | | 9.12 | 9.10 外部及び内部配線 (第 1 部 箇条 5 の規定による。) シャープエッジをもつ開口部には経年劣化する材料を使用したブッシングを使用してはならない。 9.12 耐久性試験及び温度試験 (第 1 部 箇条 12 の規定による。) 実用上の冷熱サイクルに相当する状態で、照明器具は、安 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------|------|----|----|------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第六条 続き | | | | 9.9 | <p>9.9 端子</p> <p>－ねじは、亜鉛又はアルミニウムのように軟らかく、経時変形しやすい金属であってはならない。（第 1 部箇条 14 の規定による。）</p> <p>－内部及び外部配線用端子が絶縁材料の表面に導体を締め付けるように設計している場合は、温度試験中に、絶縁材料の表面が変形してはならない。（第 1 部箇条 15 の規定による。）</p> | |
| | | | | 9.10 | <p>9.10 外部及び内部配線</p> <p>内部配線の絶縁は、それが受ける印加電圧及び最大温度に耐えることができる材料でなければならない。（第 1 部 5.3.1 の規定による。）</p> | |
| | | | | 9.12 | <p>9.12 耐久性試験及び温度試験</p> <p>照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。）</p> <p>－通常動作で、照明器具の絶縁材料は、規定の温度以上になってはならない</p> <p>－照明器具の取付部及び最も熱的影響を受ける露出部分の熱可塑性樹脂は、規定のボールプレッシャ試験に適合しなければならない</p> | |
| | | | | 9.15 | <p>9.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性</p> | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|----------|--|-------------|------------------------------------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第六条 続き | | | | | 絶縁物部分は、十分な耐熱性及び耐トラッキング性をもたなければならない。（第 1 部箇条 13 の規定による。） | |
| 第七 条 第 1 号 | 感電に対する保護 | 電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。 | ■該当 □非該当 | 9.6 9.6.3 9.11 9.11.1 | 第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 9.6 構造 9.6.3 ハンドル又はグリップを取り付けた照明器具は、次による。 a) 照明器具を破壊することなしに、E 形の電球口金との接触を防止するカバーを手で外すことが可能であってはならない。 b) 照明器具のハンドルが電気回路を格納している場合、ハンドルは絶縁材製でなければならない。 9.11 感電に対する保護 9.11.1 ねじ込み形又は差し込み形以外のランプソケットを組み込んだ照明器具は、電球を外しても偶然の接触に対する保護を維持しなければならない。 | |
| 第七 条 第 2 号 | 感電に対する保護 | 二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。 | ■該当 □非該当 | 9.6 9.8 | 9.6 構造 一体形ねじなし接地接触子の接触抵抗は、0.05 Ω を超える値であってはならない。（第 1 部 4.27 の規定による。） 9.8 保護接地 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------------|---------|---|--|----------------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第七條 第2号 続き | | | | 9.11 | 絶縁破壊が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラス I 照明器具及びクラス 0I 照明器具の可触金属部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子等に接続しなければならない。（第 1 部箇条 7 の規定による。） 9.11 感電に対する保護 クラス 0I 及びクラス I の照明器具に用いる差込み金属ランプソケットは、接地しなければならない。（第 1 部 8.2.3 の規定による。） 0.5 μF を超える静電容量のコンデンサを組み込んだ照明器具では、定格電圧の電源遮断 1 分後のコンデンサ電圧が 50 V を超えないよう、放電装置を設けなければならない。（第 1 部 8.2.7 の規定による。） | |
| | | | | 9.14 | 9.14 絶縁抵抗及び耐電圧 照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。（第 1 部 10.3 の規定による。） | |
| 第八條 | 絶縁性能の保持 | 電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.10 9.10.2 | 第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 9.10 外部及び内部配線 9.10.2 照明器具内を通過するか、又は照明器具に接触することがある電源接続用配線は、危険な温度に達してはならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------|-------------|--|--|------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第九条 | 火災の危険源からの保護 | 電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.6 | 9.6 構造 照明器具は、次の要求事項を満たさなければならない。（第 1 部箇条 4 の規定による。） ーアームズリーチ内に設置することを意図した調節手段をもつ照明器具は、構造物のいかなる部分の変形の原因となることなく、さらに規定の温度値を越えない ーカバー、セードなどの可燃性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない ーセルロイドのような、激しく燃える材料を使用してはならない ー異常状態で照明器具を動作させ、カバー、セード及び同様の部分は、着火してはならない ーハロゲン電球の破裂後、放出したガラスの微細片によって試料の下方に置いた包装用ティッシュが着火してはならない ーLED 照明器具の照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路の囲いは、難燃性材料で構成されていなければならない | |
| | | | | 9.12 | 9.12 耐久性試験及び温度試験 通常動作及び異常動作において、照明器具の取付部の温度 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-----------------|----------------|---|--|-------------------------|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第九条 続き | | | | 9.15 | は、規定の温度以上になってはならない。（第 1 部箇条 12 の規定による。） 9.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 通電部又は安全特別低電圧部を所定位置に保持する絶縁物部分、及び感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。（第 1 部箇条 13 の規定による。） | |
| 第十条 | 火傷の防止 | 電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.6.4A | 第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 9.6.4A 電球カバーを使用する照明器具の場合、JIS C 0920 で規定するテストフィンガが直接電球に接触する構造であってはならない。 | |
| 第 十 一 条第 1 項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。 | <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 | 9.6 9.6.2 9.6.2.1 | 第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 9.6 構造 9.6.2 保護シールド 9.6.2.1 低封入圧ハロゲン電球以外を組み込む照明器具 低封入圧ハロゲン電球以外のハロゲン電球を組み込んだ照明器具には、電球の破損の影響に対する保護スクリーンを取り付けなければならない。 | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------------|----------------|---|-------------|--|---|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一 条第1項 続き | | | | 9.6.2.2 附属書 A A.1 A.2 | 9.6.2.2 低封入圧ハロゲン電球を組み込む照明器具 低封入圧ハロゲン電球は、附属書 A に適合した保護シールドを必要とせず、電球が破損した場合に落下する破片に対する保護として、例えば、円筒管などの簡単な電球カバーだけを取り付けなければならない。低封入圧ハロゲン電球を使用するための照明器具の孔は、照明器具が推奨使用状態にあるときは、破損した電球の破片が直接孔を通り照明器具から出ることがあってはならない。 附属書 A スクリーンの構造に関する規定 A.1 保護ガラススクリーン 保護ガラススクリーンは、電球が破損した場合の衝撃に耐えなければならない。電球の粉砕後、スクリーンが損傷を示してはならない。 A.2 照明器具の開口部 照明器具の全ての開口部は、破損した電球の破片が直接照明器具から出ないようにしていなければならない。 | |
| 第十一 条第2項 | 機械的危険源による危害の防止 | 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。 | ■該当 □非該当 | 9.10 9.10.1 | 第 1 部の第十一条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 9.10 外部及び内部配線 9.10.1 ハンドル又はグリップが付いた照明器具については、外部可とうケーブル又はコードを、絶縁材製コードブ | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|-------------------|------------------------|--|-------------|------|--|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十一 条第2項 続き | | | | | ツシング、適切な形状の貫通口などの手段によって、照明器具の貫通口での過大な曲げから保護しなければならない。 | |
| 第十二 条 | 化学的危険源による危害又は損傷の防止 | 電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | ■該当 □非該当 | 9.2 | 9.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第1部簡条0の規定による。） | |
| 第十三 条 | 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止 | 電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。 | ■該当 □非該当 | 9.6 | 9.6 構造 紫外放射 ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、過度の紫外放射をしてはならない。（第1部4.24.1の規定による。） 青色光による網膜傷害 固定形の照明器具は、500 lx を与える距離条件にて、リスクグループが RG1 を超えてはならない。（第1部4.24.2の規定による。） | |
| 第十四 条 | 使用方法を考慮した安全設計 | 電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切 | ■該当 □非該当 | 9.2 | 9.2 一般的試験要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。（第1部簡条0の規定による。） | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|--------------------|---|--|------|-----------|---|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| | | な表示をされているものとする。 | | | | |
| 第十五条第1項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十五条第2項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。 |
| 第十五条第3項 | 始動、再始動及び停止による危害の防止 | 電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | 一般的に、不意な停止によって人体に危害を及 |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|------------|-----------------|--|-------------|---|--|---------------------------------|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第十六 条続き | | | | | 及びサイズ －電源からの遮断を外部保護装置に頼る場合、規定以上の 導体断面積 | |
| 第十七 条 | 電磁的妨害に対 する耐性 | 電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防止 する構造であるものとする。 | ■該当 □非該当 | 9.6 9.7 | 9.6 構造 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態 に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及 び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければ ならない。（第 1 部 4.15.2 の規定による。） 9.7 沿面距離及び空間距離 耐インパルスカテゴリに応じた空間距離の規定を満足し なければならない。（第 1 部 箇条 11 の規定による。） | |
| 第十八 条 | 雑音の強さ | 電気用品は、通常の使用状態において、放送 受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑 音を発生するおそれがないものとする。 | ■該当 □非該当 | － | － | J55015-1 等の別 規格で規定され ている。 |
| 第十九 条 | 表示等（一般） | 電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の 注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法 律第百四号）によるものを除く。）を、見や すい箇所に容易に消えない方法で表示され るものとする。 | ■該当 □非該当 | 9.5 9.12 | 9.5 表示 表示は、容易に判読でき、かつ、耐久性があるものでな ければならない。（第 1 部 箇条 3 の規定による。） 9.12 耐久性試験及び温度試験 耐久性試験後、照明器具の規定の表示は、読み取れな ければならない。（第 1 部 箇条 12 の規定による。） | |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------|------------------------|---|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第1号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |
| 第二十条第2号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | <p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|------------------------|---|--|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第2号 続き | | (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | | | | |
| 第二十条第3号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表示） | 三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |
| 第二十条第4号 | 表示等（長期使用製品安全表示制度による表 | 四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、 | <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 | — | — | — |

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-9：2011 及び追補 1：2017

規格名：照明器具－第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

| 技術基準 | | | 該当 | 規格 | | 補足 |
|---------------|------|--|----|------|-----------|----|
| 条項 | タイトル | 条文 | | 項目番号 | 規定タイトル・概要 | |
| 第二十条第4号 続き | 示) | 容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。 | | | | |